



大韓民国における 「上水道管網最適管理システム構築及び維持管理 標準業務処理指針（2010年4月）」について （その2）

第1章 行政的事項

I. 指針制定の目的

- 本指針は、既存の有収率向上事業及びブロックシステム構築事業を包括・拡大する、上水道管網最適管理システム構築事業及び維持管理業務の効率的・合理的な推進のために、制定・運用するものである。
- 本指針は、下記の事項を収録して事業推進時に標準化された業務処理が可能なようにする。
 - ア. 事業対象施設の範囲
 - イ. 事業方式の選定基準及び事業推進の手続き
 - ウ. 段階別事業・主な業務内容及び事業・業務管理の注意事項
 - エ. 関連計画及び関連事業業務の処理基準
 - オ. 関連法令に基づいた承認、認可、協議等の行政手続き
 - カ. 事業計画の構想時における概略事業費の算定基準
 - キ. その他事業推進時に必要な事項

II. 指針の適用範囲

- 本指針は、上水道管網最適管理システム構築事業及び維持管理業務に適用する。
- 「水道法」第75条及び同法施行令第66条に基づいて国庫補助を受ける水道管網最適管理システム構築事業を推進する水道事業者は、必ず本指針の内容を守らなければならない。
- 本指針の施行前に計画を策定した場合、同指針を反映して修正計画を策定しなければならない。ただし、事業推進のための契約の成立等で、計画修正が不可能な場合には、従前の計画で推進することができる。
- その他、水道事業者が事業を推進する場合には、本指針の内容を準用して事業成果を早期に効果的に達成するようにしなければならない。

III. 事業推進関連法令等

(省略)

IV. 事業推進主体等

1. 事業推進主体

- ア. 上水道管網最適管理システム構築事業は、「水道法」第4条を参考に水道事業者が推進する。

- イ. 上水道管網最適維持管理は、水道事業者が遂行する。
- ウ. 自治体事業計画及び事業特性により、構築事業等を韓国環境公団、韓国水資源公社等専門機関又は他の自治体に委託することができる。

2. 事業期間

ア. 国庫補助事業

- ① 効果的な事業の推進及び効率的な維持管理の連携を考慮して、基本計画期間を含む5年以内の完了を原則とする。
- ② 特別な事情等で事業期間を変更する場合には、環境部に事業費執行計画及び財政需要計画等を含む事業計画変更を申請しなければならない。

イ. 国庫未補助事業

事業対象地域の条件及び財政状況によって弾力的に決定するものとするが、国庫補助事業の場合を準用することができる。

3. 事業推進手続き

ア. 次のフロー図を基準に事業を推進するが、自治体の事業計画及び工事発注方式により、段階別内容及び順序は変更することができる。例えば、段階別推進方式の場合、構築事業施行段階のブロックシステム構築以後に基本計画策定段階の管網性能評価、上水道管網整備計画等を策定して事業を施行することができる。

(フロー図は省略)

V. 構築事業及び維持管理業務の主な内容

1. 構築事業の対象施設

- 浄水場の浄水池流出流量計以後から需要家の計量器までの水道施設の中で、上水道管網最適管理システム構築のために必要な施設、設備、計測器、システムを対象施設とする。
 - ア. 送水管路
 - イ. 配水池及び水圧調整池
 - ウ. 配水管路
 - エ. 加圧場
 - オ. 給水管(料金賦課対象計量器の前までとする。ただし、共同住宅の場合、団地境界線までとすることができる。)
 - カ. 制水バルブ、減圧バルブ、消火栓、流量計、圧力計、水質計、管洗浄設備等、送・配水管路付属設備及び構造物、管路点検口、マンホール
 - キ. 料金賦課対象計量器
 - ク. 上水道管網維持管理システム
 - ケ. その他付帯施設、設備、計測器、システム

2. 構築事業の主な内容

- 構築事業は、基本計画の策定及び構築事業の実施で構成される。
 - ア. 基本計画の策定
 - 基本計画は、以下に示す上水道管網最適管理システム構築に対する包括的な内容を含むが、今後の設計及び工事推進を考慮して策定する。
 - ① 現場調査及び測定
 - ② 管網図整備及びGIS反映計画
 - ③ ブロックシステム構築計画
 - ④ 管網性能評価
 - ⑤ 漏水探査による漏水地点の確認
 - ⑥ 管網整備計画
 - ⑦ 維持管理システム構築計画
 - ⑧ 事業成果の測定指標及び管理方案
 - ⑨ 維持管理計画

- ⑩ 事業費
- ⑪ 事業実施計画

イ. 構築事業の実施

基本計画を基準に、以下の上水道管網最適管理システム構築事業を実施する。

- ① 基本及び実施設計
- ② 配水区域の分離及び配水池給水体系の整備(水圧調整池を含む。)
- ③ 区域(区間)遮断及びブロックシステムの構築(計測器を含む。)
- ④ 管網体系の整備及び機能別送・配・給水管路の分離
- ⑤ 漏水管、多発管、残存管、材質老朽管、通水能不足管、水質異常管、その他不良管の改良及び代替
- ⑥ 不適合計量器の取替・整備
- ⑦ 維持管理システムの構築
- ⑧ 竣工管網図の補完及びGIS連携資料の構築
- ⑨ 成果保証
- ⑩ 事業効果の分析
- ⑪ 維持管理指針書の作成

ウ. 考慮事項

類似事業をすでに推進した場合であって、施設状況が良好な場合及び自治体事業計画により一部事業の実施が必要ない場合は、該当事業についての基本計画を省略し、推進成果又は今後の推進計画を作成・保管したり、該当の単位事業を構築事業の実施段階で行うことができる。

3. 維持管理業務の主な内容

ア. 運用管理

維持管理システムの運用によって最適管網状態を維持し、管網及び施設に対する保全の必要性を判断する。また、管網図の維持管理、施設履歴の管理、要請への対応を行って、事前予防活動のための運用改善の方向を提示する。運用管理の主な維持管理領域は、次のとおりである。

- ① 管網の運用及び資料・統計の管理
- ② 上水道管路及び施設の履歴管理
- ③ 管網図の管理
- ④ 要請への対応
- ⑤ 運用シミュレーション

イ. 保全管理

運用管理資料を分析し、維持補修の必要性によって実施する。保全管理の主な維持管理領域は、次のとおりである。

- ① 流入量一賦課量分析及び水量・水圧・水質分析
- ② 整備優先順位の選定及び整備方向の決定
- ③ 漏水探査及び漏水地点の補修
- ④ 水圧調整及び再発漏水の低減
- ⑤ 不適合計量器の取替整備
- ⑥ 施設/設備/計測器の整備及び不良管の改良・代替

VI. 関連計画及び関連事業の業務処理

(省略)

Ⅶ. その他の行政的事項

(省略)

第2章 事業推進

I. 事業計画の構想時に留意する事項

1. 事業推進フロー図

管理	業務遂行過程	主な根拠	遂行手続	備考
自治体	事業計画構想		・事業範囲、概略事業費、事業方式、工事発注方式等を含む事業計画構想	
環境部	財源の調達及び使用に関する協議	・水道法第75条 ・水道法施行令第66条	・総事業費、年次別投資計画、財源別分担割合及び調達計画を作成して協議	国庫補助時
自治体	事業方式及び工事発注方式決定		・事業計画構想による事業方式（一括推進方式又は段階別推進方式）及び工事発注方式（設計施工一括工事又はその他工事）決定	
市・道知事	大型工事入札方法審議	・地方自治団体を当事者とする契約に関する法律施行令第96条	・該当年度1月15日まで執行基本計画書を提出して、地方建設技術審議委員会で審議実施	設計・施工一括入札時
自治体	基本計画策定		・現場調査及び測定、管網図整備、ブロックシステム構築計画、管網性能評価、漏水探査、管網整備計画、維持管理システム構築計画、事業性と測定指標、維持管理計画、事業費、事業施行計画を含む基本計画を策定	一部単位課業省略・調整可能
自治体	基本計画諮問	・建設技術管理法施行令第21条第5項	・設計諮問委員会諮問実施	
環境部市・道知事	水道整備基本計画及び水需要管理施行計画変更承認	・水道法第4条第3項 ・水道法施行令第6条 ・水道法第6条第2項	・水道整備基本計画変更→環境部承認 ・水需要管理施行計画変更→市・道知事承認	部分変更承認
自治体	入札案内書作成		・基本設計時注意事項、工事入札及び契約事項、設計及び施工指針、評価項目及び基準作成	設計・施工一括入札時
自治体	入札案内書審議	・建設技術管理法施行令第21条第5項 ・建設技術開発及び管理等に関する運用規程第17条第5項	・地方建設技術審議委員会又は市・道設計諮問委員会又は発注庁設計諮問委員会審議実施	設計・施工一括入札時

〈続き〉

管理	業務遂行過程	主な根拠	遂行手続	備考
自治体	基本及び実施設計	<ul style="list-style-type: none"> 建設技術管理法施行規則第13条 地方自治団体を当事者とする契約に関する法律施行令第16条 	<ul style="list-style-type: none"> ブロックシステム構築設計、管網整備設計、維持管理システム構築設計施行 	設計・施工一括入札時には該当手続順守
自治体	工事入札及び契約	<ul style="list-style-type: none"> 国家を当事者とする契約に関する法律施行令第14条 国家を当事者とする契約に関する法律施行令第85条 	<ul style="list-style-type: none"> 公告された入札方法により工事入札実施 実施設計により長期継続工事方式で契約 	設計・施工一括入札時には基本設計段階で工事入札実施
自治体	工事及び工事管理	<ul style="list-style-type: none"> 建設技術管理法第27条 建設技術管理法第27条の2 建設技術管理法施行令第38条の14 建設技術管理法施行令第38条の15 	<ul style="list-style-type: none"> 責任監理、検測監理、施工監理導入又は専門機関に工事管理委託 	
自治体	成果保証検査		<ul style="list-style-type: none"> 入札案内書に明示された成果保証目標による成果保証検査実施 	設計・施工一括入札時
自治体	事業成果管理及び維持管理		<ul style="list-style-type: none"> 事業成果管理チェックリストによる事後評価 持続的な維持管理施行 	
環境部	事業推進成果報告	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の予算及び管理に関する法律第25条 補助金の予算及び管理に関する法律第27条 	<ul style="list-style-type: none"> 市・郡は環境部が定めるところにより毎分期、会計年度終了時、事業終了時に実績報告 	

※ 1. 事業推進現況及び計画により、一部手続きが省略及び手順の調整が可能である。例えば、段階別推進方式の場合、ブロックシステム構築(工事段階)以後に管網性能評価、上水道管網整備計画等を策定して、管網整備工事を実施することができる。

2. 事業管理委託時、自治体管理業務を専門機関等で代行することができる。

2. 事業範囲

ア. 事業期間

- ① 構築事業は、効果的な事業推進及び効率的な維持管理連携を考慮して、基本計画期間を含み5年以内の完了を原則とする。
- ② ただし、事業財源を該当期間内に確保することができなかつたり、事業特性上必要な場合には、事業期間を延長したり、段階別に事業を推進することができる。この時、環境部に事業費執行計画及び財政需要計画等を含む事業計画変更を申請しなければならない。段階別推進時には、事業効果が高いブロックからブロック単位一括推進することを原則とする。

イ. 事業区域

- ① 市・郡単位行政区域内の地方上水道給水区域及び広域上水道直接給水区域に対して、最適管理システム構築計画を策定することを原則とする。村落上水道給水区域及び小規模給水施設給水区域は除く。

- ② 2以上の地方上水道を統合運用する計画が策定された場合には、必要に応じ、該当地方上水道及び自治体間の接続管路、管網統合運用施設、給水体系調整等を含む。

ウ. 事業内容

- ① 次の事項を含むことを原則とする。
- 配水区域の分離及び配水池給水体系の整備(水圧調整池を含む。)
 - 区域(区間)遮断及びブロックシステム構築(計測器を含む。)
 - 管網体系の整備及び機能別送・配・給水管路の分離
 - 漏水管、多発管、残存管、材質老朽管、通水能不足管、水質異常管、その他不良管の改良及び代替
 - 不適合計量器の取替・整備
 - 維持管理システムの構築
- ② 類似事業の推進現況、管網システムの信頼度水準、自治体の状況により事業内容を加減することができる。

3. 概略事業費の算定

ア. 事業構想時に、基本計画策定役務発注、関連行政業務資料提出等、事業推進及び初期段階事業の管理時に使用できる概略事業費を算定しなければならない。

イ. 概略事業費は、基本計画役務費、基本及び実施設計費、工事費、工事監理費、その他付帯費(用地補償費及び設計・施工一括入札の場合、設計補償費を含む。)等で構成される。ただし、事業推進手続きに該当しない事業費項目は除くことができる。

ウ. 基本設計、実施設計、工事監理、その他付帯費の算定は、予算案作成指針(企画財政部)の工事費に対する料率を適用し、工事費が料率表の中間にある時には、直線補間法によって算出する。

エ. 基本計画の役務費

- ① 現場調査及び測定、管網図整備、ブロックシステム構築計画、管網性能評価、漏水探査、管網整備計画、維持管理システム構築計画、事業成果測定指標、維持管理計画、事業費、事業施行計画策定等、事業基本計画策定に必要となる費用を含む。
- ② 基本計画用役費は、「エンジニアリング事業対価の基準(知識経済部公告)」の実費定額加算方式により直接人件費、直接経費(材料費含む)、諸経費、技術料項目に区分して算定する。
- ③ 基本計画策定関連の直接人件費の項目は、水道整備基本計画標準歩掛(韓国エンジニアリング振興協会)を準用して算定することができる。
- ④ 有収率向上及び漏水探査関連の直接人件費は、水道整備基本計画標準歩掛付録3(韓国エンジニアリング振興協会)において提示された有収率向上及び漏水探査歩掛を準用して算定することができる。

オ. 基本設計の役務費

- ① 各種基準・法令・基本計画結果の検討、設計指針の作成、技術的代案の比較検討、施設物の機能別配置検討、概略工事費の算定、設計図書及び計算書の作成等、基本的な事項の設計に必要となる経費を含む。

カ. 実施設計の役務費

- ① 各種基準法令基本設計結果の検討、設計指針の作成、ブロック別水圧分析及び適正水圧管理方案の作成、構造物の形式・工法決定及び設計、施設の機能別配置の決定、工事費及び工期算定、工程表の作成、示方書・数量内訳書・単価規定及び構造・水理計算書の作成等、実施設計に必要となる経費を含む。

キ. 概略工事費

- ① 概略工事費は、ブロックシステム構築、管網整備(不良管改良及び一体を含む。)、維持管理システム構築、水圧調整池設置、その他付帯工事に概略区分して算定する。ただし、自治体事業計画によって調整することができる。
- ② ブロックシステム構築工事費には、ブロック構築のための制水バルブ室設置、遮断及び非常時給水のための管路新設、単位ブロックの流量を測定するための流量計室設置、圧力調節

のための減圧弁室設置、水圧計室設置、排泥バルブ室設置、水質計室設置、管内洗浄と点検のための管洗浄設備及び点検口設置、加圧場設置、現場制御盤設置に必要となる工事費を含む。

- ③ 管網整備工事費には、送・配水管路、漏水管、通水能不足管、水質異常管、多発管、その他不良管改良及び代替、不適合計量器取替及び整備(国庫補助から除く。)、公共水量計量器設置に必要となる工事費を含む。
- ④ 維持管理システム構築工事費には、現場制御盤—維持管理システム間通信設備設置及び維持管理システム構築に必要となる工事費を含む。
- ⑤ 水圧調整池設置工事費には、上水道管網最適管理システム構築のために必要な水圧調整誌設置、配水池整備、配水池水位計及び流出流量計整備設置に必要となる工事費を含む。
- ⑥ その他付帯工事費には、配水区域分離、管網体系整備、機能別送・配給水管路分離、運用センター建築、漏水探査、現場事務室設置、支障物移設、成果保証、工事保険、廃棄物処理等に必要となる工事費を含む。

ク. 工事監理費

- ① 事業の性格及び工程別の必要性等により、責任監理、工事監理、建築監理に区分することができるが、「建設技術管理法」施行令第50条第1項第1号により、総工事費200億ウォン以上の工事は、全面責任監理施行を原則とする。ただし、専門機関委託施行時は、「建設技術管理法施行令」第50条第2項第3号により、専門機関が責任監理業務を遂行することができる。
- ② 工事監理費には、設計図書による施工可否確認、品質管理、施工管理、安全管理に対する技術指導、監督業務代行を含む。

ケ. その他付帯費

- ① 用地補償費(国庫補助から除く)、設計補償費、「調達事業に関する法律」で定めた手数料、公告料及び収用費、工事監督及び連絡等による旅費、財産取得のための鑑定料、測量手数料、公共料金等、当該事業の推進のために必要となる直接経費を含む。
- ② 用地補償費、設計補償費等は、別途算出して適用する。

4. 構築事業の管理委託の検討

ア. 上水道管網最適管理システム構築事業は、上水道管網診断、漏水探査、ブロックシステム構築、管網整備及び不良管改良・代替、維持管理システム構築等の複合工種を体系的、総合的に推進する新規事業であることを考慮して、専門的な事業管理人力を配置しなければならない。

イ. 事業管理の専門要員が不足で、十分な事業管理が困難な場合には、韓国環境公団又は韓国水資源公社等の専門機関又は他の自治体に委託を検討することができる。

5. 事業方式の選定及び推進手続の検討

ア. 事業方式の選定

- ① 事業推進計画、類似事業の推進現況、上水道管網施設の現況、事業管理人等を考慮して、一括整備計画策定—一括構築事業実施委託推進方式(以下、「一括推進方式」という。)や、単位事業別整備計画の策定—単位事業別構築事業実施直接推進方式(以下、「段階別推進方式」)の中から選定して、必要であれば二つの方式を組み合わせる推進することができる。
- ② 事業方式の選定時においては、以下の基準及び自治体事業推進計画を考慮する。

㊦ 一括推進方式

- 過去の類似事業の推進実績と連繋性がない場合
- 上水道管網施設及び管理現況が劣悪で、全体的な整備計画策定が優先的に必要な場合
- 専門的な事業管理要員が不足で、業計画策定、構築事業施行時の管理、監督が困難な場合

㊧ 段階別推進方式

- 過去の類似事業の推進実績と連繋性がある場合
- 上水道管網施設及び管理現況が概ね良好で、整備計画が部分的に必要な場合
- 専門的な事業管理要員が十分であり、事業計画策定、構築事業施行時の管理、監督が容易な場合

イ. 事業推進手続

① 一括推進方式

調 査	<ul style="list-style-type: none"> ・現場調査及び測定 (管路路線の調査及びバルブ類の調査、給水栓及び需用家の調査、水圧及び流量調査等) ・管網性能評価 ・漏水探査(主要地点緊急復旧を含む。)
計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・管網図作成・補完(電算化を含む。) ・現況分析(有収率、料金水量、給水区域、事故履歴、要請等) ・ブロックシステム構築計画 ・管網整備計画 ・維持管理システム構築計画
設 計	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックシステム構築基本及び実施設計 ・管網整備基本及び実施設計 ・維持管理システム構築基本及び実施設計
実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・配水区域分離及び配水池給水体系整備 ・区域(区間)遮断及びブロックシステム構築 ・管網体系整備及び機能別送・配・給水管路分離 ・不良管改良・代替及び漏水地点補修 ・不適合計量器取替整備 ・維持管理システム構築
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・管網運用及び資料・統計管理 ・上水道管路及び施設物履歴管理 ・管網図管理 ・請願管理 ・運用シミュレーション ・流入量－賦課量分析及び数量・水圧・水質分析 ・整備優先順位選定及び整備方向決定 ・漏水探査及び漏水地点補修 ・水圧調整及び復元漏水低減 ・不適合計量器取替・整備 ・施設/設備/計測器整備及び不良管改良・代替

〈一括整備計画策定－一括構築事業実施委託推進方式手順〉

② 段階別推進方式

運用初期	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定 ・有収率の分析(給水区域) ・計量器の管理(料金分析、給水区域調整) ・流量計の管理(初期有収率確定) ・要請対応及び分析 ・漏水探査及び復旧
管網図電算化 (水道施設物 現況調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の調査(管路、計量器等) ・管網図の電算化(CAD) ・計量器の管理(問題計量器の取替、管網図の一致)
ブロックシステム構築 (漏水監視システム 構築を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・現場調査(流量及び水圧測定) ・ブロックシステム構築(計画～実施) ・水圧管理 ・管網監視システムの構築 ・有収率の分析(ブロック別) ・計量器お管理(料金管理システムブロック区分)
管網整備	<ul style="list-style-type: none"> ・有収率の分析(ブロック別) ・要請対応及び分析 ・段階試験の実施 ・水圧管理 ・管網整備計画の策定及び実施
運用管理	<ul style="list-style-type: none"> ・管網運用及び資料統計・管理 ・上水道管路及び施設の履歴管理 ・管網図の管理 ・要請対応 ・運用シミュレーション ・流入量一賦課量分析及び水量・水圧・水質分析 ・整備優先順位選定及び整備方向の決定 ・漏水探査及び漏水地点の補修 ・水圧調整及び再発漏水の低減 ・不適合計量器の取替・整備 ・施設/設備/計測器整備及び不良管改良・代替

〈単位事業別整備計画の策定－単位事業別構築事業実施の直接推進方式の手順〉

6. 工事発注方式の検討等

ア. 事業推進計画、事業方式、自治体の現況、工事規模を考慮して、設計・施工一括工事又はその他工事等の工事発注方式を設定する。

① 設計・施工一括工事

- 調査・設計及び施工間に相互フィードバックが容易で、成果保証責任限界が明確であり、設計・施工一括責任管理が可能である。
- 技術力のある一定規模以上の施工会社の参加で、土木、環境、機械、電気、電子分野の複合工種事業を効果的に実施して、事業成果の確保が可能である。
- 施工会社が地域現況に対する理解が低い場合、迅速な対応が困難で、構築事業後に施工会社を持続的な維持管理業務に活用することが困難である。

② その他工事

- 地域企業の参加時、地域経済の活性化に寄与し、構築事業後、施工会社を持続的な維持管理業務に活用することができる。
- 専門的な事業管理及び維持管理要員が確保されて、段階別推進方式や工事費規模が小さな場合に適合する。
- 技術力のある一定規模以上の施工会社の参加が難しくなる。
- 設計者と施工者間の責任転嫁で、紛争が発生することがある。

イ. 設計役務及び工事を発注する時には、「環境技術開発及び支援に関する法律」第7条の2、施行令第19条の3の規定により、新技術に入札加算点を付与する等の優遇措置をとることができる。

7. 事業成果確保計画

ア. 事業推進による事業効果を予想して計画する。

イ. 自治体別目標有収率は85%以上に設定することを原則とするが、現在、有収率、自治体規模、地形、面積、管路延長、投資費対比漏水損失費用との比較分析により調整することができる。

ウ. ブロック別、配水区域別の目標有収率は、各ブロック及び配水区域特性を考慮して、自治体別の目標有収率を満足する範囲で調整することができる。

エ. 事業効果達成のため、計画段階、施行段階、維持管理段階別方案を構想する。

① 計画段階

㊦ 現場調査及び管網診断に対する信頼度が向上して、正確な計画策定になるように管理する。

① ブロックシステム構築計画、管網整備計画、維持管理システム構築計画等の設計成果物を綿密に検討して、設計及び工事推進時に変更を最小化するようにする。

② 実施段階

㊦ ブロックシステム構築、管網整備、維持管理システム構築等に対する設計及び工事を管理・監督して、上水道管網最適管理システムが構築できるようにする。

③ 維持管理段階

㊦ 維持管理システムを活用して、ブロック別水圧・流量・水質管理、漏水探査・復旧、賦課量分析・評価、要請対応・分析、不適合計量器取替、管網図の適正管理等、最適管網状態を維持するようにする。

オ. 工事実施による成果保証達成有無を判定したり、主な事業成果に対する適正性を判断するため、事業成果判定委員会を構成して運用することができる。

① 有収率分析基礎資料である上水道供給量及び使用量算定に、発注先と契約相手間に異見が発生する場合、これを円満に仲裁するための事業成果判定委員会を構成して運用する。

② 事業成果判定委員会は、①項以外に事業成果検査計画書承認、検査人指定、検査合格可否判定、不合格時に再検査及びそれに対する判定、その他事業成果判定と関連して、委員長が付議する事項に対して判定・議決することができる。

③ 事業成果判定委員会は、委員長1人と発注先内部委員3人、外部専門家及び関連公務員3人の総7人で構成することを原則とするが、必要であれば契約相手を含むことができる。

④ 発注先は、事業成果判定委員会の機能及び構成に対する詳細基準を用意して運用する。

カ. 環境部に提出する補助事業実績報告書には、事業竣工の前または後の連続3ヶ月以上、自治体の平均有収率や工事成果保証による確認結果を含まなければならない。

II. 基本計画の策定時に留意する事項

(省略)

III. 事業実施時に留意する事項

(省略)

IV. 維持管理時に留意する事項

(省略)

(担当) 調査事業部

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h22.html>